

Title	韓国における親養子制度の意義と養子法の改正： 家族観との関わりを中心に
Sub Title	The significance of full adoption system and the revision of adoption law in Korea : from the view point of family values
Author	田中, 佑季(Tanaka, Yuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.101, (2014. 6) ,p.1- 36
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20140615-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

韓国における親養子制度の意義と養子法の改正

——家族観との関わりを中心に——

田 中 佑 季

一 はじめに

(一) 韓国の養子制度

(二) 本稿の目的

二 「姓」と「本」の制度と親養子制度

(一) 「姓」と「本」の制度と民法上の規定

(二) 親養子制度と「姓」「本」

三 親養子制度導入の経緯と意義

(一) 概観

(二) 二〇〇五年民法改正以前

(三) 二〇〇五年民法改正

(四) 検討

四 親養子制度の利用状況と問題点

(一) 制度施行後の利用状況

(二) 問題点

五 二〇一二年改正法における親養子制度

(一) 改正の経緯

(二) 改正の目的と主要改正内容

(三) 検討——養子法及び親養子制度の改正意義

六 考察——家族観及び他の養子制度との関係

(一) 親養子制度と家族観

(二) 「民法」の親養子制度と「特例法」による養子制度との

関係

七 おわりに

一 はじめに

(一) 韓国の養子制度

二〇〇五年、韓国民法のうち家族法分野に関する「革新的な大改正」⁽¹⁾が行われ、新たな養子制度として「親養子制度」が導入された(同制度は二〇〇八年一月一日施行)(韓国民法(以下「民法」)第九〇八条の二以下)。これにより、それまで民法上の養子(普通養子(一般養子とも言う)。同第八六六条以下)と「入養特例法(입양특례법)」(一九七六年二月三十一日制定、二〇一一年八月四日全部改正)「入養」は韓国語で養子縁組を示す。以下「入養」の語を用い、入養特例法は「特例法」とする。)による養子の二類型であった韓国養子制度は、民法上の養子(普通養子・親養子)及び特例法上の養子の三類型に分けられることとなった。特例法は、要保護児童の入養を促進し、養子の権益及び福祉増進を図ることを目的(同法第一条)として、一八歳未満の要保護児童を対象とする。本稿で扱う親養子制度は、一九八七(昭和六二)年民法改正時に導入された我が国の特別養子制度と同様に断絶型・許可型の養子で、「親養子は夫婦の婚姻中の出生子」(民法第九〇八条の三第一項)とみなし「養子の安定と福利を期する」⁽³⁾「子のため」の制度である。

(二) 本稿の目的

親養子は完全型の養子制度として、我が国の特別養子と比較される。しかし、両者は要件、利用実態等を異にし、同じく「子のため」に導入された制度とはいえず、その目的は同一ではない。特別養子制度は、対象を審判請求時に六歳未満の子とし(ただし、六歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されていた場合は八歳に達するまで)(日本民法第八

一七条の五)、縁組成立は「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」(同第八一五条の七)に限られ、要保護要件を置く。

同条は同制度の目的を明らかにするもので、要保護児童に家庭を提供するという子の福祉のための制度である。⁽⁴⁾一方、韓国現行の親養子制度は、対象を未成年者(一九歳未満)⁽⁶⁾と定め、要保護要件を置かず(要保護児童対象の入養は特例法に規定)、未成年者であれば対象となる(要保護児童を含む)。そのため、制度導入背景としては「要保護児童の国内入養活性化」⁽⁷⁾に加え、「再婚家庭の安定」及び「秘密入養(虚偽の出生の届出を行うこと)の慣行」の存在が挙げられる。⁽⁸⁾秘密入養は我が国の「藁の上からの養子」と共通する。⁽⁹⁾しかし、配偶者の連れ子の場合は、要保護要件を欠くものとして原則特別養子縁組を認めない我が国の状況と比較すれば、再婚家庭の安定は韓国親養子の特徴的背景だと言える。これについて金亮完准教授は、制度施行当時(二〇〇八年)の論稿で「その立法過程における議論や運用状況からすると、少なくとも現段階においては、『子のため』というよりは、『再婚家庭のため』という役割を果たしているのではないか」⁽¹⁰⁾と指摘する。また、二〇一二年には親養子規定を含む民法改正が行われ(二〇一三年七月一日施行)⁽¹¹⁾、その対象範囲が拡大された。

親養子制度導入以前は専ら特例法によって行われていた要保護児童の入養は、制度導入以後、民法の親養子の対象にも含まれることとなった。しかし、両者はその法的枠組み及び立法目的を異にする。即ち、特例法は「要保護児童の保護・養育」を目的として子に安定的な家庭を提供し、養子としての法的効果を発生させるものである一方、民法は「法的親子関係の形成」に重きを置き、養親子間に権利義務関係(親権や扶養、相続等)を生じさせる。親養子制度は実親子関係を切斷し、養親子関係のみに法的効果を発生させることになる。親養子が「再婚家庭のため」の制度であるという前述の指摘を前提とし、実際の利用も多くが再婚家庭であると仮定すれば、法的親子関係を形成する民法に親養子が設けられた意義の根本には、韓国特有の家族に対する意識、即ち家族観の存在、そして「家族観の変化」

があるのではないかと推測できる。

そこで、本稿では民法上の親養子制度について、立法・改正の経緯及び利用実態の分析を通じて、「家族観との関わり」から制度導入及び改正意義に関する考察を試みる。その上で、特例法による養子制度との関係性についても再度言及したい。以下、韓国家族制度の前提となる「姓」と「本」制度について言及することから始める（なお、本稿では「入養」以外は可能な限り日本語表現に改め、引用箇所等には必要に応じて補足を付す）。

二 「姓」と「本」の制度と親養子制度

(一) 「姓」と「本」の制度と民法上の規定

1 「姓」と「本」、「姓不変の原則」

韓国の伝統的家族は同一の「姓」と「本（本貫・貫籍等とも呼ばれる。）」により把握される「父系血統主義」に立脚している（父系血統を重視）。「姓」とは出生の血統（原則父系血統）、「本」とは自身の（父系）祖先の発祥地を示すものであり、両者は不可分な関係として「同姓同本」であれば、例外を除き大半は「同一の父系血族」に属するものと解される⁽¹³⁾。以上のように、両者は自身の所属血統を示し、姓・本の変更は即ち血統の変更を意味するので、姓（本）は一生変更できないという「姓不変の原則」が生み出された⁽¹⁴⁾。

2 民法上の「姓」と「本」

父系血統主義及びそれに基づく姓不変の原則は、民法上明確に定めはないものの、家族法の前提となっており、法規定にも深く関連している。その代表的な規定としては、第一に子の姓と本は原則父のそれに従うという父姓主義

(父姓原則主義) 規定(民法第七八一条第一項)がある。従前の規定は父が韓国人であれば、子は父の姓と本に従うという父姓強制主義であったが、二〇〇五年改正時に「原則」主義に改められた。第二に、子の姓及び本は子の福利のために必要なときに法院の許可を得て変更が可能であると定め(姓と本の変更規定)(同条六項)、原則として変更を認めていない⁽¹⁵⁾。この規定も同年の改正時に新設された。また、明文規定はないが、夫婦別姓制の採用等が挙げられる。さらに、現行法上は既に廃止されているが、「伝統的家族制度」のひとつと言われた同姓同本禁婚制度が民法に規定されていた(二〇〇五年廃止)。これは同姓同本の者同士の婚姻を禁止する制度であったが、姓と本を軸とする父系血統主義が制度の根本に存在していたことが分かる。

以上の制度については、二〇〇五年民法改正時に新設・廃止され、父系血縁を重視する条文に大幅な変更が加えられたことから、「民法」規定としては父系血統主義及び姓不変の原則は緩和されたと言える。同改正が「革新的な大改正」と呼ばれる理由はここにある。親養子制度もまた、この改正時に導入されたのである。

(二) 親養子制度と「姓」「本」

1 養子の「姓」と「本」

養子法もまた、父系血統主義及び姓不変の原則等の血縁意識の影響を受けてきた⁽¹⁸⁾。とりわけ、古来の異姓養子禁止原則の一部を引き継ぎ、一九五八年に公布された民法では異姓養子も認めつつ、戸主相続人の場合に限っての養子は同姓同本の者でなくてはならないという「異姓不養」制度(民法旧第八七七条第二項、一九九〇年削除)を採用していたことは最たるものであった⁽¹⁹⁾。親養子導入以前、即ち二〇〇五年以前当時の(普通)養子制度では、入養された場合にも子は実父の姓と本に従っていた(姓不変の原則)。このことは国内入養活性化の阻害要因になっていたと指摘され⁽²⁰⁾、養子利用の実態にも大きな影響を与えたとと言える。

2 親養子制度導入の背景と「姓」と「本」

導入の背景として、前述の通り要保護児童の国内入養の活性化という点も指摘されるが、ここでは姓・本制度の影響を受けたと思われる二つの背景について述べる。

(1) 「秘密入養」の慣行

二〇〇五年以前は、民法の(普通)養子と特例法による養子が採用されていた。民法の養子は姓不変の原則により養子の姓・本の変更は不可能であり、また要保護児童を対象とする特例法は姓・本の変更は可能であったものの、父系血統主義が国内入養の活性化を阻む要因となっていた。このような父系血統主義や姓不変の原則の影響により、民法や特例法によらず、入養を行う意思があっても入養の届出ではなく実子として虚偽の出生の届出を行う場合が多く存在した。自身の子として入籍させたいという養親の思い(父系血統主義を考えれば、子の姓・本を自身のものにしたいという意識もあったであろう)、出産の事実を隠したいという実親の思いが一致し、秘密入養が慣行化したと考えられる。しかし、入養の効力は届出により初めて発生するのが原則であり、虚偽の届出による入養の効力に関する問題が提起された。⁽²³⁾ この問題につき韓国の大法院(日本の最高裁判所にあたる)は、当初一九四七年に無効行為の転換理論を適用して民法上の養子として入養の効力を認定したが、後の一九六七年判決では届出の要式性を理由に否定した。⁽²⁴⁾ しかし一九七七年大法院全員合議体は、当事者間に養親子関係創設の明白な意思があり、すべての入養成立要件が備わっている場合は効力を認定する立場に転じた。⁽²⁵⁾ これは現在も判例法理として維持されているが、虚偽の申告により効力が認められるため、結果的に養子法は形骸化されてしまったと指摘される。⁽²⁶⁾

(2) 再婚家庭の安定

二〇〇五年以前の民法は、子の姓・本の変更不可能な(普通)養子のみ認めていたため、母の再婚相手(二〇〇五年以前は父姓強制主義であり、父とは同姓、母とは異姓であった。父の再婚相手と(普通養子)入養を行っても子の姓と本は元々父

と同一であるので特に問題は生じない。以下、再婚家庭は主に離婚した女性が再婚した家庭を示す。）と（普通養子）入養を行っても姓不変の原則により子は実父の姓及び本に従い、養父、実母、子それぞれが異なる姓及び本を有していた。当時は現行法のような姓・本変更規定はなく、再婚家庭の子の姓と本の変更は事実上不可能であった。父と子及び兄弟姉妹が同姓であることは当然視されている韓国社会においては、父と子が異なる姓であるということから再婚の事実が周囲に知られ、子の成長過程において心理的に悪影響を及ぼすことが憂慮された。⁽²⁸⁾

三 親養子制度導入の経緯と意義

(一) 概観

本章では、親養子制度立法経緯及び当時の議論状況について言及する。同制度を含む法案が初めて立法予告されたのは一九九八年であった。しかし、その一九九八年法律案は国会本会議に上程されないまま廃案となり、その後二〇〇〇年に再び提出された法律案も廃案となった。⁽²⁹⁾ 同制度の立法化は二〇〇五年になってからであり、二〇〇五年改正へ向けた議論の過程で多くの法律案が出され、親養子制度導入に関する議論は活発に行われた。各法律案では、とりわけ養親の要件（婚姻期間の設定）及び養子の要件（年齢制限規定）に違いが見られ、両要件の議論に多くの時間が割かれた。同制度の根本目的は孤児等保護を必要とする未成年者の保護としつつも、議論の中心には常に「再婚家庭」があった。議論を詳細に見ると、そこには再婚家庭における姓・本制度の影響、制度導入の目的やその背景等を見出すことができる。以下、養親及び養子の要件に関する議論を中心に整理する（なお、各法律案ではその他の改正事項も提起されたが、ここでの言及は割愛する。）。

(二) 二〇〇五年民法改正以前

1 一九九八年政府提出法律案

一九九八年一月一日に政府から提出された法律案⁽³⁰⁾では、親養子について「養子の福利をさらに増進させるために養親と養子を親子関係（実親子関係を示す。）とみなし、従前の親族関係を終了させて養親との親族関係のみを有し、養親の姓と本に従うようにする」制度であると言及する。また、「現行法上養子は親生子（嫡出子を示す。以下同）と明確に分けられて戸籍に養子と記載されており、養子となった後も戸籍に親生父母（実父母を示す。以下同）の姓名が記載されるだけでなく、親生の父又は母の姓本にそのまま従う」こととなり、入養の事実を「公示する現行の入養制度を忌避することが普通であるため、入養の事実を隠したり養子が親生子のように扱われることを望んで」出生の届出を行っている。このような「現在の入養の現実を反映し」、「現行の養子制度をそのまま維持しつつ完全養子制度を導入」したと述べている⁽³¹⁾。養親の要件は婚姻期間「五年以上」の夫婦による共同入養（ただし、一方の配偶者の子を親養子とする場合には単独で入養が可能）（本案第九〇八条の二第一項第一号）、養子の要件は「六歳未満」（同第二号）と定めた。

本案については、一九九八年一月二三日に第一九八回国会・第二次女性特別委員会⁽³²⁾等の議論を経て、一九九九年二月一七日に第二〇八回国会・第一六次法制司法委員会⁽³³⁾にて審査報告⁽³⁴⁾及び議決がなされた。とりわけ養親の婚姻期間及び養子の年齢制限に関する議論が多く行われていたが、前述の一九九九年二月一七日法制司法委員会会議録及び審査報告によれば、前者は配偶者の子を入養する場合は当該期間要件を排除し、後者については親養子の福利と円満な家庭生活の維持のためには年齢を小学校就学前までとすることが合理的とされ「七歳未満」とした⁽³⁵⁾。しかし、この改正修正案は、国会本会議に上程されないまま二〇〇〇年五月二九日に国会議員の任期満了に伴い廃案となった。

2 二〇〇〇年政府及び議員提出法律案

二〇〇〇年一〇月一六日に政府により再度提出された民法改正法律案⁽³⁶⁾は、廃案となった一九九八年改正修正案と内容及び親養子提案理由は同様のものであった。翌月二七日には、チェ・ヨンヒ(최영희)議員ら一九名による改正法律案が提出され⁽³⁷⁾、親養子について夫婦の一方が配偶者の子を親養子とする場合には、親養子となる子の年齢を制限せず、その子が未成年者である場合には、親養子となる子は一年間家庭法院の指導・監督を受けて試験養育する期間を置くことを提案した(政府案では七歳未満に限定)。これらの法律案も議論の後、二〇〇一年六月二六日第二二二回国会・第五次法制司法委員会会議にて政府案に関する検討報告及び議員案に関する検討報告が行われた⁽³⁸⁾。同会議にて養子の年齢制限については、「配偶者の子を親養子とする場合に年齢制限を設けない改正案は、現在急増する離婚趨勢を考慮した場合一応妥当ではあるが、親養子が成年者の場合又は意思能力のある場合には親養子の意思を反映するような規定を整備する必要」があるとし、「親養子が入養の事実を認知せず、養親を親生父母と認識することで養親及びその血族との親密感を高めて、対外的には養親が親養子の親生父母と公示されるようにする必要から親養子の年齢制限を置くことが必要」であるとした。同会議にて検討報告がなされた後は審議が進まず⁽³⁹⁾、二〇〇四年五月二九日、国会議員の任期満了に伴い再び廃案となった。

(三) 二〇〇五年民法改正

1 法案審議の経過⁽⁴⁰⁾

二〇〇四年六月三日に政府が再度提出した「民法中改正法律案」⁽⁴¹⁾が、同年九月八日第二五〇回国会・第二次法制司法委員会に上程された。さらに、同年九月九日にイ・キョンスク(이경석)議員ら一五六名が発議した「民法中改正法律案」及び同一四日にノ・フェチャン(노희찬)議員ら一〇名が発議した「民法中改正法律案」が同年一二月一日

第二五〇回国会・第一三次法制司法委員会⁽⁴²⁾に上程され、提案説明及び検討報告等を経た後、法案審査第一小委員会に回付された。同日には、民法改正法律案に関する公聴会⁽⁴³⁾を開催した。同委員会は、同二七日に各案を審査した結果、これら三件の案の内容を収斂した代案を委員会案として提案することと合意し、同二八日第二五一回国会・第三次法制司法委員会⁽⁴⁴⁾は、法案審査第一小委員会の審査報告を受けて公聴会⁽⁴⁵⁾等を経た後に、全体会議にて審査することと決定した。その後二〇〇五年二月二二日の公聴会を経て、同二八日第二五二回国会・第六次法制司法委員会にて二〇〇四年に提出された三件の民法中改正法律案の内容を統合し、委員会案として「民法一部改正法律案（代案）」を本会議に提出することと議決した。そして、同年三月二日の国会本会議にて、民法改正法律案は可決され（在席二三五名中賛成一六一名、反対五八名、棄権一六名⁽⁴⁶⁾）、同三二日に公布された。

2 各法律案の内容と議論

前項で示した各法律案及びそれらに対する意見の内容については以下の通りである（各法律案の対照は表一参照）。なお、各案は養親及び親養子の要件を定めた事項（すべての案において第九〇八条の二第一項第一号及び第二号で規定）につき内容を異にし、それ以外の規定に大幅な差異はないことを言及しておく。

(1) 政府「民法中改正法律案」（二〇〇四年六月三日提出⁽⁴⁷⁾）

前述の一九九八年法律案と同様、導入背景については、普通養子ではその事実が戸籍へ記載されること、姓と本は変更できないことから秘密入養が慣行化された現状を反映する必要性に言及する。また、親養子は養親の姓と本に従うことから「再婚女性の家庭問題解決の側面から論議される場合が多いが、親養子制度の根本目的は、孤児や婚姻外の子等の家庭の恵沢を受けることができない未成年者を保護及び養育する⁽⁴⁸⁾」こととし、目的を明言している。本案においては、養親の要件としては婚姻期間「五年以上」の夫婦による共同入養（ただし、配偶者の子を親養子とする場合にはこの限りでない。）とし、養子の年齢制限を「七歳未満」とした。ただし、この年齢制限については、高い離婚率を

考慮すると七歳未満では不合理だという意見、年齢制限は必要ないという意見、親養子の目的が家庭の保護を受けることができない児童への家庭提供にあるのであれば、未成年者（二〇歳未満（当時））あるいはより高い上限の考慮を要するという意見等が当時存在したことを法制司法委員会は検討報告及び審査報告書で示している。⁽⁴⁹⁾

- (2) イ・キョンスク議員ら「民法中改正法律案」（二〇〇四年九月九日提出）⁽⁵⁰⁾、ノ・フェチャン議員ら「民法改正法律案」（二〇〇四年九月一日提出）⁽⁵¹⁾

両法律案ともに親養子制度導入の背景、趣旨等は政府案（①）と同様である。養親の要件としてイ・キョンスク議員案（以下、イ議員案）では、政府案と同様に婚姻期間「五年以上」の夫婦による共同入養（ただし、配偶者の子を親養子とする場合にはこの限りでない）とし、ノ・フェチャン議員案（以下、ノ議員案）では、婚姻期間の規定は設けず、ただ「婚姻中の夫婦」による共同入養（同但書）を規定する。また、養子の要件としてイ議員案では、年齢制限規定は設けず、ノ議員案では年齢制限を置かない代わりに、「一五歳以上の場合には親養子となる子の同意を得る」旨規定した。法制司法委員会は、養親の要件である婚姻継続期間については、親養子の年齢制限等を考慮して立法政策的判断を要する事項であると示しつつ、一方で再婚家庭における親養子入養の場合にも家庭の安定的定着の如何を判断するため、二年程度の婚姻継続期間を規定すべきという見解があると言及する。⁽⁵²⁾ 養子の年齢制限については、離婚の急増・家庭の保護を受けられない児童に家庭を提供するという親養子の目的等を考慮し、年齢制限を撤廃又は一二歳、一八歳、二〇歳未満等へ拡大すべきであるという見解がある一方、年齢制限は子の福利面から不可避であり、制限を撤廃する場合は養親の社会的経済的能力によって親を選択する利己主義が生じ得るという見解、二〇歳以上の成年者親養子を認めることは制度の根本的な目的に反するため、制限撤廃に反対する見解もあることを検討報告及び審査報告書で示している。⁽⁵³⁾ また、離婚率及び再婚率が高まっている現実社会での再婚家庭の問題を全く反映しておらず、親養子の目的が家庭の保護を受けることのできない子への家庭提供ということにあるのであれば、年齢制限及び養親の

婚姻要件は必要ないという見解等もあり、再婚家庭を前提とする意見も見られた。⁽⁵⁴⁾ノ議員案の養子の同意規定については、年齢を制限しないことを前提とし、子の自己決定権を保護するために意思を反映するという趣旨の規定と見られるとしつつ、そうであるならば実親子関係が切断される点を考慮して一五歳よりも低い年齢の子の意見も聴取すべきという見解があることも検討意見として付している。⁽⁵⁵⁾

(3) 各法律案に対する意見

政府案及び議員案、ノ議員案については、関連委員会として国会の女性委員会が検討意見を付している。⁽⁵⁶⁾その中で養親の婚姻継続期間については、実親子関係が切断されるため、子の福利のために円満な結婚生活を維持する夫婦に入養を許可すべきという点から、五年以上の期間を要するとする。養子の年齢制限については「再婚家庭の子の福利増進という親養子制度の趣旨」に照らせば望ましいことではないが、子が実親との関係断絶を望まない場合もあり得るため、子が一定の年齢に達した場合(例…一五歳以上)は本人の意思によって決定できる旨規定することも考えられるとした。

また、改正に関する公聴会(二〇〇四年二月三日、二〇〇五年二月二日)が開催され、各方面の識者から意見が述べられた(ただし、公聴会では親養子導入よりもその他改正事項(戸主制度撤廃や同姓同本禁婚制度の廃止等)に重点が置かれた)。二〇〇四年公聴会では、再婚家庭で配偶者の子を入養することで家族観の葛藤等が生じる可能性を鑑み、「配偶者の子であるか否かは問わず、養親の一定期間の婚姻継続要件は置くことが適切で」あり「再婚の場合は一年に短縮することが良」く、年齢制限については完全に養親の子の身分を獲得するため「幼いときに親養子として入養することが望ましい」という意見(イ・スンウ(이승우) 成均館大学校教授)等が出された。その一方、再婚家庭の現実を考えば「『五年以上の婚姻継続、七歳未満』はもう少し緩和又は撤廃する必要がある」という意見(イ・ミョンスク(이명숙) 弁護士)等も見られた。⁽⁵⁷⁾

(4) 法制司法委員会「民法一部改正法律案（代案）」（二〇〇五年二月二八日提出）⁽⁵⁸⁾

以上の(1)及び(2)の三案を統合し、法制司法委員会案として代案が提出された。同委員会及び(3)での検討意見を踏まえ、養親の要件については婚姻期間五年以上の長期期間を要することは、むしろ制度の活性化を阻むことになり得るという指摘を受け、婚姻期間「三年以上」の夫婦による共同入養（ただし、一年以上婚姻をしている夫婦の一方が配偶者の子を親養子とする場合にはこの限りでない。）とし、養子の年齢制限については、当初の七歳未満では再婚家庭における親養子入養の機会が失われてしまい、望ましいことではないとして「一五歳未満」とした。⁽⁵⁹⁾ 本案は、二〇〇五年二月二八日に委員会では本会議への提出を議決し、同年三月二日の国会本会議において可決された。

3 二〇〇五年改正民法における親養子規定

親養子導入を含む改正民法は二〇〇五年三月三十一日に公布・施行され、同制度については二〇〇八年一月一日より施行された（付則一条）。官報⁽⁶⁰⁾では、親養子は養子の福利増進のため、実親子関係を終了させて養親子関係のみを認め、養子は養親の姓と本に従うようにする制度であるとする（法律案と同旨）。改正審議の中で議論されてきた養親及び養子の要件については、前述の法制司法委員会代案と同様、婚姻期間「三年以上」の夫婦による共同入養（同但書）、子の年齢は「一五歳未満」とした。二〇〇五年導入時の詳細な親養子規定については本稿では割愛するが⁽⁶¹⁾（重要事項は「表二」参照）、我が国の完全型の特別養子との比較の観点から若干言及すれば、養親の要件につき「年齢」制限は設けず「婚姻継続期間」に関する定めを置いたこと、養子の要件につき要保護要件は設けず年齢制限のみ置いたこと、試験養育期間に関する定めはないこと、さらに罷養（離縁を示す。以下同）については一定の要件のもと養親からの請求も認めたことなどは、韓国の親養子制度の特徴的規定であると言えよう。

〔表一〕 各法律案における親養子入養の要件

法律案	養親の要件 (908 条の 2 ① 1)	養子の要件 (908 条の 2 ① 2)
1999 年 12 月 17 日議決 政府修正案	・ 5 年以上の婚姻継続期間 ・ 夫婦共同入養 (配偶者の嫡出子の場合 はこの限りでない)	7 歳未満であること
2000 年 10 月 16 日提出 政府案	同上	同上
2000 年 11 月 27 日提出 チェ・ヨンヒ議員案	同上	・ 7 歳未満であること (908 条の 2 ① 1) ・ ただし、配偶者の子である ときは年齢制限を設けない。 この場合、その子が未成年 者であれば親養子となる子 は 1 年間家庭法院の指導・ 監督を受けて試験養育をす る (同① 3)
2004 年 6 月 3 日提出 政府案	同上	7 歳未満であること
2004 年 9 月 9 日提出 イ・キョンスク議員案	同上	年齢制限規定なし
2004 年 9 月 14 日提出 ノ・フェチャン議員案	・ 婚姻中の夫婦 (期間規定なし) ・ 夫婦共同入養 (配偶者の嫡出子の場合 はこの限りでない)	・ 年齢制限規定なし ・ 15 歳以上の子の場合には その子の同意が必要
・ 法制司法委員会代案 (2005 年 2 月 28 日 委員会議決、同年 3 月 2 日本会議可決) → 2005 年 3 月 31 日 公布	・ <u>3 年以上</u> の婚姻継続期間 ・ 夫婦共同入養 (<u>1 年以上</u> 婚姻している夫 婦の一方が配偶者の嫡出子 を親養子とする場合はこの 限りでない)	<u>15 歳未満</u> であること

(四) 検討

1 審議過程から見る親養子制度導入の意義・特徴

(1) 「姓」「本」制度からの導入必要性

韓国において、姓・本は韓国家族の中で重要な位置に置かれる。議論過程においても、養親とは異なる姓・本であった再婚家庭の子に関する福利の増進を養親の姓・本にすることで図ることが主張され、同制度導入の理由として第一に挙げられた。その必要性は、とりわけ離婚女性の再婚家庭を中心に主張されており、最たる導入意義は再婚家庭にあったと言える。

(2) 養親・養子の要件に関する論議

最も活発に議論された養親・養子の要件を見れば、実際の制度運用の中心には再婚家庭があることを念頭に置いていたことが分かる。即ち、養親の要件においては再婚家庭での期間設定の是非が、養子の年齢制限についてはまず制限規定の是非、そして制限規定を置かない案では、再婚家庭での子の年齢制限設定への不都合等も主張された。中でも、女性委員会は年齢制限に関して「再婚家庭の子の福利増進という親養子制度の趣旨」に照らせば望ましいことではないと明言している。⁽⁶²⁾ 親養子制度の目的を「再婚家庭の子の福利増進」にあることとし、年齢制限に関し意見を付したのである。このような議論の過程からも、親養子導入議論の中心には再婚家庭の問題解決があったことが窺える。

(3) 制度の目的

二〇〇四年政府案に関する法制司法委員会の検討報告⁽⁶³⁾の中で、親養子の根本的な目的は「孤児や婚姻外の子等、家庭の恵沢を受けることができない未成年者の保護及び養育」であると明記された。しかし、その後の審議過程では、目的を「家庭の保護を受けることのできない子に家庭を提供するということ」⁽⁶⁴⁾として、議論の中心には「再婚家庭の

〔表二〕 2005 年民法改正時の親養子制度規定

養親となる者の要件	3 年以上婚姻中の夫婦による共同入養 ただし、1 年以上婚姻中の夫婦の一方が配偶者の嫡出子を親養子とする場合は単独入養が可能（908 条の 2 ① 1）	
養子となる者の要件	15 歳未満であること（908 条の 2 ① 2）	
成立	同意	親養子となる者の実父母の同意 ただし、父母の親権喪失、死亡その他の事由で同意ができない場合には同意は不要（908 条の 2 ① 3）
	入養承諾	親養子となる者が 15 歳未満であるときは法定代理人がその者に代わって入養の承諾を行う（908 条の 2 ① 4）
	方式	家庭法院への許可請求（908 条の 2 ①） 家庭法院は親養子となる者の福利のため、養育状況、入養の動機、養親の養育能力その他事情を考慮し、入養が適当でないと認められる場合は請求を棄却することが可能（908 条の 2 ②）
効果	親養子は夫婦の婚姻中の出生子とみなす（908 条の 3 ①） 入養前の従前の親族関係（実父母及びその血族）は終了、夫婦の一方が配偶者の嫡出子を単独入養した場合は他方との親族関係は維持（908 条の 3 ②）	
取消	親養子となる者の実父又は実母は自身に責任のない事由で 908 条の 2 ① 3 但書の規定による同意をできなかった場合は、入養の事実を知った日から 6 カ月以内に家庭法院に入養取消を請求することが可能（908 条の 4 ①）	
罷養（離縁）	養親による虐待、遺棄その他親養子の利益を著しく害するとき又は親養子の養親に対する悖倫行為によって親養子関係を維持できなくなったとき、養親、親養子、実父母、検事は家庭法院に親養子の罷養を請求することが可能（908 条の 5 ①）	

（注 1） 親養子に関して特別に規定された事項を除き、その性質に反しない範囲内において、養子に関する規定を準用する（908 条の 8）。

（注 2） 上記内容は 2005 年改正民法における規定である。現行規定については後掲〔表三〕参照。

子」が置かれた。この点、我が国の特別養子制度が、配偶者の連れ子の場合には要保護要件を欠くとして、原則縁組成立を認めないことは異なる。その背景には、両国における「保護」の意味の違いがあるように思われる。我が国では、再婚する親（父または母）から監護を受けている子は「保護」を要する状況にないと原則判断されるが、韓国の場合は、制度目的からすると、一人親（特に母子）家庭では「家庭の保護」が十分ではないことが前提であると捉えられる。資料では明言されていないが、ここである「家庭の保護」とは要するに「姓・本を子と同じくする父がいる家庭での保護」ではないだろうか。この「家庭」は、要保護児童対象の特例法での「家庭」とも異なる。特例法では子の養育に重点が置かれており、「両親とともに共同で生活する」家庭なのである。ただ、特例法も養親と子の姓と本を同じくすることから「姓・本を同じくする父がいる」ことは同様である。韓国においては姓・本を同じくする父がいることは、家庭の安定を図るために重要な事項なのではないだろうか。

2 制度の評価及び父系血統主義の観点からの批判

親養子制度の導入は、親養子という完全養子の新設により養子と実子の差別が解消され、子の福利も向上し、非常に望ましい⁽⁶⁵⁾という評価や再婚家庭の法律上の不合理を改善する制度である⁽⁶⁶⁾といった高い評価を得た。しかし、実父との関係を断絶する親養子制度及び姓・本変更制度導入については、父系血統主義の維持を主張する全国の儒林団体から強力に反対意見が出され、特に離婚女性が前婚で出産した子を再婚家庭に帰属させることで、実父側の血統継承を阻止するという憂慮が示された。⁽⁶⁷⁾現実社会の（再婚）家族問題を反映する改正であつた一方、父系血統継承の証でもある姓・本の変更は、保守派による反対論が強力に主張され、法と家族観の関係という重要な問題を浮き彫りにしたと言える。

四 親養子制度の利用状況と問題点

(一) 制度施行後の利用状況

1 親養子入養の利用状況

二〇〇八年一月一日の親養子制度施行後、これまでに約七〇〇〇件以上の親養子入養の申請がなされ、そのうち約八〇％以上の事件が認容されたという。⁽⁶⁸⁾ 法院行政処によれば、二〇〇八年一月一日施行後、同七日までに全国の法院に一五二三件（そのうち親養子入養請求は一五一件）の姓・本変更及び親養子入養の請求がなされた。⁽⁶⁹⁾ これはわずかに一週間で請求数であり、同制度への関心の高さが窺える。親養子制度について言えば、二〇〇八年一月から八月末までの施行後八カ月間の申請受付件数は二〇〇六件、うち一五七九件が処理され、処理件数のうち一三三九件が認容された（棄却七〇件）⁽⁷⁰⁾ とい、処理件数のうち約八八％の申請が認容されたことになる。月別の申請受付件数を見れば、一月が七八一件と最も多かったが、二月は二九七件となり、その後はさらに減少した（八月は一二五件であった）。

韓国『司法年鑑』の統計によれば、二〇〇八年の全体の入養件数は五八六二件であり、うち親養子入養は一七七九名であったという。⁽⁷¹⁾ 以降、二〇〇九年一三七八件（全体入養四九八四件）、二〇一〇年一二四五件（同四八五二件）、二〇一一年一一七六件（同四五六八件）、二〇一二年一二五六件（同四三五六件）であった。⁽⁷²⁾ なお、最新の統計では、二〇一三年の一年間にソウル家庭法院に受付された件数が計二六七件、そのうち認容されたのは一五五件、棄却されたのは八件であったという。⁽⁷³⁾

このような利用状況を見るに、制度施行年の二〇〇八年の利用が最も多く、その後は一二〇〇件前後の利用が続き、

毎年一定の利用がある。全体の入養申告件数のうち二五%から三〇%の割合で親養子入養がなされており、その活発な利用も窺える。また、施行後八カ月間では約八八%、これまでで約八〇%の申請が認容されており、非常に高い認容率である。

2 再婚家庭における親養子利用の実態

親養子入養事件は家事非訟事件に該当するため、その特性上、認容事件は審判文に事実関係や判断理由が記載される場合は少なく、申請の認容率が八〇%以上であることから、実態について知ることは困難である。そのため、ここでは入養申請「棄却」⁽⁷⁴⁾事件を対象としたパク・ボクスン(박복순)研究委員、ヒョン・ソヘ(현소혜)教授による分析報告「친양자 입양 및 자녀의 성・본 변경 제도에 관한 성인지적 분석」(親養子入養及び子の姓・本変更制度に関する性認知的分析)⁽⁷⁵⁾をもとに再婚家庭での利用状況を把握する。

同報告では、二〇〇八年一月一日から二〇一三年二月五日までに宣告された親養子入養棄却関連事件計二八七件(大法院三件、下級審二八四件)のうち、分析に必要な個人情報情報の全部又は一部が確認可能な棄却事件二六二件を分析対象とする。配偶者の子を親養子入養する場合は、夫婦一方による単独入養が可能であり、請求者が夫婦一方の場合であれば「再婚家庭における請求」ということになるが、計二六二件の棄却事件のうち、請求者が夫婦一方であったのは二二九件で全体の八七・四%を占めたという(ただし、継子入養でないにもかかわらず夫婦一方が単独で親養子入養を申請して棄却された二件も含む)。再婚家庭における入養申請が約九割にのぼっており、確認できる棄却事件での割合ではあるが、親養子が再婚家庭のための制度として認識・利用されていることが推測可能である。さらに、この二二九件のうち、請求者が男性であったのは二〇〇件、女性であったのはわずか二九件であった。これは、再婚家庭での申請のうち八七・三%が男性、即ち養父からの申請であることを示しており、申請した再婚家庭の大部分が母親の連れ子と母親の再婚相手である養父との入養を意味する。子の姓・本を養父のそれに従わせるためにも親養子入養を行うも

のと考えられ、この数字からも父系血統主義による姓・本の制度が養子利用とも深く関係していると考察できよう。親養子制度は、実際には「再婚家庭の結束力の強化のため」に頻繁に利用されており、本来の目的とは異なる状況にあると言える。

また、分析対象事件二六二件のうち、二審で認容された事件及び一部認容事件を除いた二五七件（全部却下・全部棄却事件）における棄却事由を見ると、うち一九一件が「要件未具備」、一八件が「福利不適合」、四八件が「疎明不足・理由なし」であった。さらに、最も多い「要件未具備」一九一件のうち、一一九件が「実親の同意欠落」、五六件が「婚姻期間未充足」、一六件が「親養子年齢条件未充足」であった。実親の同意がなく棄却された事件が最も多いが、これは二〇一二年改正のひとつの要因となった（後述参照）。

(二) 問題点

法に規定された入養要件がその活用を妨げる問題が生じ、現実社会において要請される入養が法条文上の入養と合致しない状況が生じた。これは後述する二〇一二年民法改正（二〇一三年七月一日施行）へとつながる。以下、二つの問題について言及する。

1 離婚・再婚の現状と養子の年齢制限

養子年齢制限は「一五歳未満」と規定されたが、立法後にも年齢制限を一律に設けることへの反対意見が存在した。特に、制度導入を待つ間に子の年齢が一五歳を超えた場合等には制度は利用できず、親養子は家庭法院の審判で子の福利のために最も適切な判断を行うことができるため、子の年齢を一五歳に厳格に制限する必要はないとの意見も見られた。⁽⁷⁸⁾

韓国における実際の離婚・再婚状況を概観すれば、制度が導入された二〇〇五年の全体離婚件数は一二万八〇三五

件、そのうち未成年者の子がいる夫婦の離婚件数は八万一二〇〇件、二〇一二年の全体離婚件数は一万四三一六件、うち五二・八％にあたる六万三二七件は未成年者の子がいた。また、再婚件数については二〇〇五年七万九千九百四十二件、二〇一二年六万九千九百八件であった。数字だけを見れば、この七年間で全体離婚件数及び未成年者の子がいる夫婦の離婚件数、再婚件数はすべて減少している。しかし、離婚時の平均年齢（二〇〇五年男性四二・一歳・女性三八・六歳、二〇一二年男性四五・九歳・女性四二・〇歳）が男女ともに上昇していることを考慮すれば、離婚時の未成年者の子の年齢も上がっていると推測できよう（ただし、二〇一二年女性の平均出産年齢は三一・六歳⁽⁸⁰⁾（初産、二人目以降も含む）であり、こちらも年々上昇していることも考慮する必要がある）。離婚後再婚までに数年かかった場合、子の年齢が一五歳を超える場合も多くなると考えられる。さらに、男女別再婚件数を見れば、男性よりも女性の再婚件数が多い（二〇一二年男性五万一二四名・女性五万六千八百八名）。また、再婚について「男性初婚・女性再婚」のケース（二〇一二年一万八千五百四十四件）が「男性再婚・女性初婚」（一万三千四百七十七件）の場合を上回っており、両者ともに再婚（三万七千六百四十四件）の場合を合わせると女性に子がいる場合が多いと思われる、その場合子の姓・本を養父のそれに従わせるために親養子入養を望む率も高くなるろう。一五歳という年齢制限により、再婚家庭での活用が阻まれるおそれが高まったと言える。

2 実親による入養同意要件

親養子は従前の親族関係が終了するため、実親の同意（民法第九〇八条の二第一項第三号）は重要な意味を持つ。そのため、二〇〇五年導入時には実親の同意を要件として定めつつ、父母の親権喪失、死亡その他の事由で同意ができない場合には同意不要と規定し（同但書）、一定の場合の同意免除規定を設けていた。しかし、血縁を重視する韓国社会においては、親族関係が消滅する親養子入養の同意が容易ではない場合や、実親と長期間連絡が途絶えており実親の同意を求めることが不可能な場合には入養は難しく⁽⁸¹⁾、親養子を活用する機会を失っていた⁽⁸²⁾。これは、前述の入養請求の棄却事由分析結果によっても示されている。実親の同意がないために棄却された事件の大部分が継子入養で

あったと推測され、親養子利用を活発化させるためには、実親の同意規定を改正することが提起された。

五 二〇一二年改正法における親養子制度

(一) 改正の経緯

親養子制度は、普通養子制度と共に二〇一二年に重要な改正がなされた。本改正は、二〇〇九年一月三日キム・ハクソン(김학송)議員ほか九名の発議による未成年養子の罷養に関する改正案、二〇一〇年八月三日イ・ヘフン(이혜훈)議員ほか一〇名の発議による重婚の取消権者に関する改正案、二〇一一年四月二二日ガン・チャンイル(강창일)議員ほか九名の発議による夫婦間の契約取消に関する改正案、二〇一一年九月一日政府が提出した未成年養子の入養と罷養及び親養子の要件に関する改正案という計四つの改正案の内容を反映させて、二〇一一年一月二十九日に法制司法委員会が提案した「民法一部改正法律案(代案)」⁽⁸³⁾が同日の第三〇四回国会本会議⁽⁸⁴⁾にて可決されたことによる(二〇一二年二月一日公布、二〇一三年七月一日施行)⁽⁸⁵⁾。

(二) 改正の目的と主要改正内容

官報では、本養子法改正理由について、児童虐待等未成年者の福利に悪影響を及ぼす事例発生を受け、これを防止するために、未成年者入養及び罷養につき家庭法院の関与(入養許可審判、裁判上の罷養のみ)を定め、父母の所在不明等の場合は父母の同意なくとも入養可能にするなどの制度改善を行い、親養子年齢を現実⁽⁸⁶⁾に合致するよう緩和することと示されている。主要内容は、普通養子につき未成年者入養に関する家庭法院許可制導入(第八六七条新設)、未

成年者罷養は裁判上の罷養のみ認定（第八九八条）、父母の同意なく入養可能な同意免除規定（第八七〇条・八七一条）を設けた点である。親養子に関する主要改正内容は以下の通りである（二〇二二年改正規定は表三参照）。

1 親養子入養可能年齢の緩和（第九〇八条の二第一項第二号）

親養子年齢を一五歳未満から未成年者へと改正した。これは、長期にわたる共同生活を通じて継父母と継子の間に事実上の親子関係が形成された再婚家庭の場合、年齢制限により親養子入養が不可能な事例があり、「再婚家庭の現実」に合致するように入養要件を改善することで「再婚家庭の和合」を促進し、子の福利を増進させるためである。

2 父母の同意、法定代理人の同意・承諾免除規定の拡大（同第二項）

改正法では父母の同意規定（同第一項第三号）を維持し、子に代わる法定代理人の承諾に関する年齢について一五歳未満から一三歳未満への改正（同第五号）を行い、子が一三歳以上の場合には法定代理人の同意を受けて承諾する旨の規定（同第四号）を新設した。これらに対し、普通養子と同様、法定代理人の同意及び承諾、父母の同意なくとも家庭法院が入養請求を認容できる一定の場合を定めた。第一に法定代理人が正当な理由なく同意又は承諾を拒否する場合、第二に実親が自身に責任ある事由で三年以上子に対する扶養義務を履行せず、面接交渉を行わない場合、第三に実親が子を虐待又は遺棄、その他子の福利を顕著に害する場合である。なお、法定代理人が親権者の場合は後二者の事由が必要となる。以上のように拡大したのは、実親の同意を得ることのできない問題が存在したこと、さらには入養同意の対価として実親が金銭を要求する事例等があったことが理由である。

（三）検討——養子法及び親養子制度の改正意義

二〇二二年改正では前述の通り、普通養子における未成年者入養及び親養子に関する重要な改正が行われた。前者については、とりわけ入養及び罷養について国家（家庭法院）が介入して許可された場合のみ認めると変更され、子

[表三] 2012 年改正法における親養子制度規定

養親となる者の要件	3 年以上婚姻中の夫婦による共同入養 ただし、1 年以上婚姻中の夫婦の一方が配偶者の嫡出子を親養子とする場合は単独入養が可能 (908 条の 2 ① 1)	
養子となる者の要件	<u>未成年者</u> であること (908 条の 2 ① 2)	
成立	同意	親養子となる者の実父母の同意 ただし、父母の親権喪失、死亡その他の事由で同意ができない場合には同意は不要 (908 条の 2 ① 3)
	入養承諾	・親養子となる者が 13 歳以上であるときは法定代理人の同意を得て入養の承諾を行う (908 条の 2 ① 4) ・親養子となる者が 13 歳未満であるときは法定代理人がその者に代わって入養の承諾を行う (908 条の 2 ① 5)
	同意免除	家庭法院は次のいずれか一つに該当する場合には同意又は承諾がなくても請求を認容することができる (同意権・承諾権者を尋問する) (908 条の 2 ②) 1 号 法定代理人が正当な理由なしに同意又は承諾を拒否する場合 (法定代理人が親権者の場合は 2 号・3 号の事由がなければならない) 2 号 実父母が自己の責任のある事由で 3 年以上、子に対する扶養義務を履行せず、面接交渉をしていない場合 3 号 実父母が子を虐待又は遺棄し、又はその他の子の福利を顕著に害した場合
	方式	家庭法院への許可請求 (908 条の 2 ①) 家庭法院は親養子となる者の福利のため、養育状況、入養の動機、養親の養育能力その他事情を考慮し、入養が適当でないと認められる場合は請求を棄却することが可能 (908 条の 2 ③)
効果	親養子は夫婦の婚姻中の出生子とみなす (908 条の 3 ①) 入養前の従前の親族関係 (実父母及びその血族) は終了、夫婦の一方が配偶者の嫡出子を単独入養した場合は他方との親族関係は維持 (908 条の 3 ②)	
取消	親養子となる者の実父又は実母は自身に責任のない事由で 908 条の 2 ① 3 但書の規定による同意ができなかった場合は、入養の事実を知った日から 6 か月以内に家庭法院に入養取消を請求することが可能 (908 条の 4 ①)	
罷養 (離縁)	養親による虐待、遺棄その他親養子の利益を著しく害するとき又は親養子の養親に対する悖倫行為によって親養子関係を維持できなくなったとき、養親、親養子、実父母、検事は家庭法院に親養子の罷養を請求することが可能 (908 条の 5 ①)	

(注 1) 親養子に関して特別に規定された事項を除き、その性質に反しない範囲内において、養子に関する規定を準用する (908 条の 8)。

(注 2) 下線部は 2012 年改正時の新設内容である (改正のみの箇所は二重下線)。

のための養子制度を実現する改正事項であった。また、父母の同意免除規定については、法院の審判を必ず経ることになり、審判での慎重な審議が期待されることから拡大され、同意を得ることが難しい子の入養可能性を高める規定となった。このような普通養子規定の改正背景には、国内では入養された児童に対する虐待問題等があったが、国外においては国連の「子どもの権利に関する条約」との関連があった。同二一条aでは、児童の養子縁組については権限のある当局によってのみ認められると定められ、韓国は同条約に加入済みであるが同条項については留保しており、国連の児童権利委員会から数回にわたる留保撤回の勧告を受けたという。⁽⁸⁷⁾ 国内外の事情を勘案し、本改正で未成年者入養に対する許可制度が導入されたと言える。一方、親養子の改正については、当初から同制度は子どもの権利条約に合致する制度であることもあり（ただし、完全養子にもかかわらず養親からの罷養請求を認めている点には疑問もある⁽⁸⁸⁾）、国外からの事情というよりも、国内での問題に対応した改正であったと思われる。親養子に関する改正は、立法審議当初から議論されてきた親養子の年齢制限及び父母等の同意規定についてであり、前述の立法後に提起された問題点の解決に相応する。官報等の資料においても「再婚家庭のため」の改正であることは明記されており、再婚家庭の現実に合わせた改正であった。このような親養子制度改正については、これまでの問題の相当部分を解決し、再婚家庭の和合促進及び子の福利増進を図るためのものと評価されている。⁽⁸⁹⁾

六 考察——家族観及び他の養子制度との関係

(一) 親養子制度と家族観

親養子制度の導入は、一九九八年に法律案が提出されていたにもかかわらず、二〇〇五年に至るまで国会を通過し

なかった。その理由としては、養子の姓と本が変更され、実の子として養育することを法で保障する親養子制度の導入が「父系血統主義に混乱を招き」、固有の美風良俗を害して国家の基本までも揺るがしかねないと主張してきた一部勢力（前述の儒林団体等）と、このような集団の力を意識した国会議員が改正案の通過に積極的ではなかったことが主な原因であったと指摘される。⁽⁹⁾このような伝統的家族観を背景とする反対を受けながらも、親養子制度が民法に規定されることとなったが、当初の目的が孤児等の保護を必要とする未成年者の保護・養育であったにもかかわらず、導入にあたっての議論、利用の実情、そして近年の改正もまた「再婚家庭」を中心に行われたものであり、本来の目的とは異なる制度状況及び実態となった。このような現状について、立法当時、親養子制度（及び姓本変更制度）は実父との関係断絶を通して終局的には父系血統を弱化させるものであるとも分析され、実際にそのような側面もあったと言うが、制度の運用状況は父系血統主義の弱化による女性の象徴的地位の向上にまで至ったものではなく、「継父」を中心とする再婚家庭のための制度として、結局は「実父から継父」への変化をもたらしただけであつたという見解もある。⁽⁹⁾同見解では、母子家庭等に対する偏見を強め、離婚女性の地位を悪化させるだけでなく、離婚した家庭の子の福利をも害する憂慮があるとする。このような指摘を考慮すれば、親養子制度導入により、本来の実父系血統重視による実父の姓・本により成立した家族が、継父という「擬似的な父系血統」を表するものへと変化しただけなのではないか。前述したように同制度導入等の改正により、父系血統主義は、法律上、まだ影響が残る規定はあるものの、緩和したものと思われる。しかし、現実には「姓・本の制度」を根本に置いたまま、その主体が父系から継父系へと変化しただけのことであり、父方を重視する意識はむしろ強いものであることを証明したように思う。だが、ここで疑問に思うのは、果たしてここに父系「血統」主義が色濃く残っているのかということである。即ち、親養子制度は子が養親（継父）の姓と本へ変更可能な制度であるが、この姓・本の変更は即ち血統の変更を示すものである。血統を「継父」のそれに変更することになるが、そこには血統の重視ではなく、「父親（＝男性）」を中心とする家

族」を重視する意識への変化を見出すことができるのではないかと考える。父系の姓・本の重視という実質は変化していないが、そこにあった血統という要素は徐々に薄れ、血統のつながりを重視しない「父中心主義」に変わったと把握されるのである。このように考えるならば、親養子制度の利用状況から、本来の家族観の前提にあった父系血統重視は緩和しつつあると捉えることも可能であり、親養子制度導入・利用の背景には家族観の変化があったと考えられよう。

(二) 「民法」の親養子制度と「特例法」による養子制度との関係

序論部分でも言及したが、二〇一二年民法改正前の二〇一一年には特例法全部改正もなされており、養子法における民法と特例法との関わりはより重要となったと思われる。当初、親養子制度の対象は保護を要する子であるとしても議論の中心は再婚家庭の子であった理由には、従前から要保護児童を対象とする入養特例法の存在があったことが挙げられる。特例法は、一九七六年に制定された要保護児童対象の養子制度である。韓国では、このような本来の養子法が目指すべき「子の保護」に重点を置いた養子制度は当初民法に設けられず、特例法として法制化してきたのである。両者の立法目的及び法的枠組みは異なり、再度言及すれば、民法は法的親子関係の形成、特例法は子の養育・保護を目的とした養子制度となる。民法の家族法の原則には父系血統を中心とする家族が前提にあり、現行法上も血統主義は緩和されたと捉えられるものの、父系を中心とする家族法規定は存置している（父姓（本）原則主義等）。したがって、民法が想定する家族とは「父系を中心とする家族」であり、その軸に父系の姓と本が置かれている。親養子制度もまた、前項の通り（継）父中心の家族形成を目的に利用されていると捉えられる。一方、特例法の場合はその目的が要保護児童の保護という子の福利増進であり、民法のような父系中心の家族は想定されておらず、姓・本制度の影響も受けない（子の姓・本変更は一九七六年制定当時から可能であった）。姓・本を軸とする所謂伝統的な家族観

とは距離を置き「子の福利」を中心に据えてその子に「養子」としての身分を与えるのである。

特例法による養子の対象となる子の多くは未婚母の子である。⁽⁹³⁾ その背景には、家族の中心となるべき夫や父親が存在しない家族は奨励されない家族形態であるとの考えの下、父親の認知を得られない未婚母の子は養子制度の対象になることが多い⁽⁹⁴⁾という、特例法による養子制度を通じて未婚母の子が養親の「実子」としての身分を得ることになる。多くの未婚の母の子が特例法による養子の対象となっていることは即ち、「民法の父系中心家族の中では保護を受けることのできない子」が子の福利を目的とした特例法による養子制度の対象となっていることになる。これについては、特例法による養子制度にも民法の父系中心的な考え方が反映されているという指摘⁽⁹⁵⁾もあり、両者は密接な関係にあると言える。

今回の二〇一二年民法改正及び二〇一一年特例法全部改正により、親養子制度及び特例法による養子制度の区別は曖昧となったと指摘される⁽⁹⁶⁾。その理由としては、とりわけ親養子の対象年齢が未成年者に拡大されたこと（特例法は一八歳未満の要保護児童対象）、従前の特例法による養子は民法の普通養子と同等の地位であったが、改正特例法では「親養子」と同等の地位を得るとされたことが挙げられよう。そのため、未成年者の入養に関する法律に統合して運用することが効率的な法体系となり望ましいという見解もある⁽⁹⁷⁾。今後、両制度の内容に関する詳細な比較検討が必要であり、どのように統合すべきかについては議論の余地があるが、「子のため」の養子制度へ向け検討されることは望ましいと言える。

七 おわりに

養子制度の根本には、その国の歴史や文化、社会状況等が存在し、それらの影響を受けた家族観が重要な意味を持

つ。本稿では韓国の親養子制度の意義について、家族観との関わりから検討を行った。親養子制度は、保護を要する子のための制度として導入議論が始まったものの、議論の過程、利用実態では「再婚家庭の子のため」という意義が強い。二〇一二年の改正はまさに再婚家庭での利用拡大を目的としたものであった。韓国では、実親による養育が困難な子は乳児であればまずは入養を検討する仕組みになっており、政府は施設よりも家庭を重視し、国内で育て親を見つけることを優先するという⁽⁹⁸⁾。要保護児童のための養子制度が特例法として制定されていること自体が韓国養子制度の大きな特徴であるとも言えよう。今後の養子法の動向が注目される。

また、国民の養子に対する意識も重要となろう。時代や社会等の影響を受ける家族観や家族観の変化というものが、法や養子制度の運用にどのような影響を与えていくか、今後の研究課題としつつ、韓国養子法を注視していきたい。

- (1) 高翔龍「韓国家族法の大改革」ジュリスト一二九四号（二〇〇五年）八四頁。同年の民法改正時には、戸主制度の全面廃止、姓不変の原則の修正、同姓同本禁婚制度の廃止等の重要改正が行われた。詳しくは、同文献参照。
- (2) 同法については、田中佑季「韓国における養子法と家族観——入養特例法を中心に——」慶應義塾大学法学政治学論究九号（二〇一三年）一頁以下に詳しい。なお、二〇一一年全部改正法の翻訳として、犬伏由子監修・田中佑季訳「韓国『入養特例法』（法律第一一〇〇七号、二〇一一年八月四日全部改正、二〇一二年八月五日施行）（翻訳）」慶應義塾大学法学研究八六巻五号（二〇一三年）一三二頁以下がある。
- (3) 조경애「친양자제도의 개선방향 (사례를 중심으로)」家族法研究二二巻三号（二〇〇八年）三〇五頁。
- (4) 細川清「養子法の改正」ジュリスト八九四号（一九八七年）五〇頁。
- (5) 犬伏由子・石井美智子・常岡史子・松尾知子『親族・相続法』（弘文堂、二〇一二年）一五五頁（石井執筆箇所）。
- (6) 二〇一一年三月七日公布改正民法で成年年齢が満二〇歳から満一九歳に引き下げられた。
- (7) 韓国においては毎年七〇〇〇名から八〇〇〇名もの要保護児童が生まれているが、その多くは児童福祉施設に保護されたり（施設保護）、入養されても二〇〇六年までは国内入養よりも国外入養が多い状況が続いていた。国外入養の多さは「孤

児輸出国」と称されるほど深刻な状態であり、政府によって国内入養推進策が進められるなど大きな社会問題となった。詳しくは、田中佑季・前掲注(2) 一六一一九頁参照。

(8) 김주영 Ⅱ 김상용 『친족·상속법』 第一〇版(法文社、二〇一一年) 三四九—三五五頁及び金亮完「韓国の親養子制度導入の意義」民商法雑誌一三八巻四・五号(二〇〇八年) 五六九頁以下参照。

(9) 我が国でも古くから虚偽の出生届による養子縁組は行われていたとされる。一九七三(昭和四八)年にはいわゆる実子あつせん事件(菊田医師事件)が社会問題となり、特別養子制度成立のひとつの契機となった。詳しくは、中川高男「特別養子制度の新設とその意義」法律のひろば四〇巻一二号(一九八七年) 一一頁以下参照。

(10) 金亮完・前掲注(8) 五七〇頁。

(11) 二〇一三年七月一日施行改正民法のうち、養子法改正に関する概要及び改正条文については、金亮完「養子法及び婚姻法に係る韓国国家法の改正」戸籍時報六八七号(二〇一二年) 四三頁以下参照。

(12) 高翔龍『韓国社会と法』(信山社、二〇一二年) 三頁参照。

(13) 詳細は高翔龍『韓国法』第二版(信山社、二〇一〇年) 二四二頁以下及び高翔龍・前掲注(1) 八七頁以下参照。例外には、祖先が異なるため同姓同本であっても同族ではない場合や異姓同本であっても同族である場合等がある。

(14) 김영 「韓國의 姓氏制度의 變遷」家族法研究二〇巻一号(二〇〇六年) 二三—一頁。

(15) 民法旧第七八一条第一項 子は、父の姓と本を継いで父の家に入籍する。ただし、父が外国人であるときには、母の姓と本を継ぐことができ、母の家に入籍する(韓国民法条文翻訳は、日本加除出版法令編纂室『戸籍実務六法』(平成二六年版)(日本加除出版、二〇一三年) による。以下同)。

(16) 民法第七八一条第一項 子は、父の姓と本を継ぐ。ただし、父母が婚姻の届出をする際に、母の姓と本を継ぐものと協議した場合には、母の姓と本を継ぐ。

第六項 子の福利のために子の姓と本を変更する必要があるときは、父、母又は子の請求により、法院の許可を得て、これを変更することができる。ただし、子が未成年者であり、かつ法定代理人が請求することができない場合には、第七七七条の規定による親族又は検事が請求することができる。

(17) 詳細は、田中佑季「韓国における同姓同本禁婚制度の廃止と家族法改革」屋敷二郎編『法文化(歴史・比較・情報) 叢書⑩夫婦』(国際書院、二〇一二年) 二四九頁以下参照。

- (18) 詳細は田中佑季・前掲注(2) 五―七頁、金亮完・前掲注(8) 五七一頁等参照。
- (19) 詳細は金相瑠「韓国養子法に関する一考察」戸籍時報五六一号(二〇〇三年)二頁以下等参照。
- (20) 金相瑠・前掲注(19) 六頁、金亮完・前掲注(8) 五七四頁等参照。
- (21) これは入養特例法の問題点と重なる。詳細は田中佑季・前掲注(2) 一五頁以下参照。
- (22) 一九九五年改正特例法(入養の促進及び手続に関する特例法(入養促進 및 節次 에 관한 特例法)) 第八条第一項。現行特例法(二〇一一年入養特例法) では、養子は民法上の親養子と同一の地位を得る(第一四条)と定められ、養親の姓と本に従うことになる。
- (23) 김주승 著 김상용・前掲注(8) 三五一頁、金相瑠・前掲注(19) 六頁参照。
- (24) 大法院一九四七年一月二五日宣告四二八〇民上一二六判決。
- (25) 大法院一九六七年七月一八日宣告六七七一〇〇四判決。
- (26) 大法院一九七七年七月二六日宣告七七四九二全員合議体判決。判決の背景には、血縁関係により形成された関係でなくとも、事実上の家族関係が成立・維持されている場合には法の保護に値するという考え方があるとされる(金相瑠・前掲注(19) 七頁参照)。
- (27) 金相瑠・前掲注(19) 七頁。
- (28) 金相瑠・前掲注(19) 九頁、金亮完・前掲注(8) 五七六頁。
- (29) 조경애・前掲注(3) 三〇五頁、金相瑠「親養子制度의 도입 필요성」考試研究二九卷三号(二〇〇二年)九一頁。以下引用の改正法律案及び国会等の会議録は、主に大韓民国国会「의안정보시스템」(<http://ikrms.assembly.go.kr/bill.jsp/main.jsp>)で検索し、閲覧をしたものである(最終閲覧日はすべて二〇一四年一月一五日)。
- (30) 「民法中改正法律案」(一九九八年一月政府提出、議案番号一三四四) 参照。なお、以下、鉤括弧内はすべて引用箇所である。
- (31) 以上、導入の意義については法制司法委員會「民法中改正法律案審査報告書」(一九九九年一月) 三四・三五頁参照。
- (32) 國會事務處「第188回國會 女性特別委員會會議錄 第2號」(一九九八年一月二三日) 参照(以下、国会本會議及び各委員會會議錄における「國會事務處」の表記は省略する)。
- (33) 「第208回國會 法制司法委員會會議錄 第16號」(一九九九年一月一七日)(以下、「法制司法委員會會議錄」は再出の場合

「法司委會議録」と略記する。)

- (34) 法制司法委員會・前掲注 (31) 参照。
- (35) 法制司法委員會・前掲注 (31) 三三頁以下、法司委會議録・前掲注 (33) 三頁。
- (36) 「民法中改正法律案」(二〇〇〇年一月政府提出、議案番号二一四) 参照。同案についての詳細は이해일「민법 개정안 상친양자제도에 관한 연구」延世法學研究七集一卷(二〇〇〇年)一五五頁以下参照。
- (37) 「民法中改正法律案」(二〇〇〇年一月二七日チュ・ヨンヒ(최영희)議員ら提出、議案番号四一九) 参照。
- (38) 「第222回國會(臨時會) 法制司法委員會會議録 第5號」(二〇〇一年六月二六日) 参照。檢討報告に関する詳細は、政府案については법제사법위원회「民法中改正法律案(정무제출) 檢討報告」(二〇〇一年六月)、議員案については법제사법위원회「民法中改正法律案(최영희의원 대표발의) 檢討報告」(二〇〇一年六月) 参照。
- (39) 二〇〇二年三月段階では審議されていなかった(金相琿・前掲注(29) 九一頁)。
- (40) 「民法一部改正法律案(代案)」(二〇〇五年二月法制司法委員長提出、議案番号一四三七) における「代案の提案経緯」を参考に、内容を追記した。以下注で示す各法案及び會議録は大韓民国国会・前掲注(29) 及び大韓民国国会「회의록시스템」(<http://ilksm.assembly.go.kr/record/index.html>) (最終閲覧日二〇一四年一月一六日) で閲覧したものを記す。
- (41) 「第250回國會(定期會) 法制司法委員會會議録 第2號」(二〇〇四年九月八日)。
- (42) 「第250回國會(定期會) 法制司法委員會會議録 第13號」(二〇〇四年二月一日)。
- (43) 「第250回國會(定期會) 法制司法委員會會議録 第14號」(二〇〇四年二月三日) 「민법(친족·상속편) 개정예관한공청회」参照。
- (44) 「第251回國會(定期會) 法制司法委員會會議録 第3號」(二〇〇四年二月二八日)。
- (45) 「第252回國會(臨時會) 法制司法委員會會議録 第2號」(二〇〇五年二月二日) 「민법(친족·상속편) 개정예관한공청회」参照。
- (46) 「第252回國會(臨時會) 國會本會議會議録 第8號」(二〇〇五年三月二日)。
- (47) 「民法中改正法律案」(二〇〇四年六月政府提出、議案番号一五) 参照。
- (48) 법제사법위원회「民法中改正法律案(정무제출) 검토보고」(二〇〇四年九月)三八頁(注28)、同「민법중개정법률안 심사보고서」(二〇〇五年)三四頁(注28)。

- (49) 법제사법위원회・前掲注(48) 검토보고三八頁及び심사보고서三五頁参照。
- (50) 「民法中改正法律案」(二〇〇四年九月九日、イ・キョンस्क(이정숙) 議員代表發議、議案番号四一〇) 参照。
- (51) 「民法中改正法律案」(二〇〇四年九月一日、ノ・フェ치ヤン(노회찬) 議員代表發議、議案番号四三九) 参照。
- (52) 법제사법위원회 「民法中改正法律案(이정숙의원 등 156인발의) 民法中改正法律案(노회찬의원 등 10인발의) 검토보고」(二〇〇四年二月二〇頁、同「민법중개정법률안 심사보고서」(二〇〇五年) 一五頁。
- (53) 법제사법위원회・前掲注(52) 검토보고二二頁及び심사보고서一六・一七頁。
- (54) 法司委員會議錄(公聽會)・前掲注(43) 七頁。
- (55) 법제사법위원회・前掲注(52) 검토보고二二頁及び심사보고서一七頁。
- (56) 여성위원회 「民法中改正法律案(3건) 에대한 의견제시의 건 검토보고서」(二〇〇四年一月) 参照。なお、同委員會では第二五〇回國會・第四次女性委員會(同二五日)にて三件の民法改正法律案に關して議論された。
- (57) 以上、法司委員會議錄(公聽會)・前掲注(43) 一四・二六頁参照。また、金相琿教授は再婚家庭が抱える問題を考慮し、年齢制限の削除を主張した(前掲注(19) 一一頁以下参照)。なお、二〇〇五年公聽會では親養子制度に關する活発な議論は交わされていない(法司委員會議錄(公聽會)・前掲注(45) 参照)。
- (58) 法制司法委員長・前掲注(40) 参照。
- (59) 李和淑「2005년 改正家族法해설 및 평가」(세창출판사, 二〇〇五年) 九〇頁。なお、本案では親養子制度に關しては、養親及び養子の要件のほかは親養子の効果發生の時点についてのみ修正が加えられた(「出生したときから」夫婦の婚姻中の出生子とみなすとしていたが、本法案では別途その時点を規定しなかった)。
- (60) 대한민국의정부 「판례 제 15957호」(二〇〇五年三月三日) 三五頁参照。
- (61) 二〇〇五年當時の制度概要については、金亮完・前掲注(8) 五七九頁以下に詳しい。
- (62) 前掲注(56) 参照。
- (63) 前掲注(48) 参照。
- (64) 前掲注(54) 参照。
- (65) 조은희 「자의 복리를 위한 친양자제도」서울法學二二卷二號(二〇一三年) 三頁、李和淑・前掲注(59) 八五頁。
- (66) 김은아 「재혼가족의 친족법적 과제」家族法研究二四卷三號(二〇一〇年) 七六頁。

- (67) 박복순 〓 현소혜 「친양자 입양 및 자녀의 성명 변경 제도에 관한 성인지적 분석」(二〇一三年一〇月・二日に韓国で開かれた国際家族法学会地域学術大会の報告レジュメ集より) 二七一頁。代表的なものには、全国姓本宗中代表者及び韓国姓氏総連合会が二〇〇八年二月二八日付で発表した「가족법 복원을 위한 결의문」(家族法復元のための決議文)がある(全文は한구성씨총연합회 <http://www.guard.or.kr/>で閲覧可能。最終閲覧日二〇一四年一月一八日)。
- (68) 박복순 〓 현소혜・前掲注(67) 二七二頁。
- (69) 동아일보 二〇〇八年一月九日記事「우리 아이姓, 새 아빠姓이로 바뀌 주세요」(<http://www.donga.com/>より。最終閲覧日二〇一四年一月一九日)。
- (70) 조정애・前掲注(3) 三〇八頁の(注6)に掲載された法院行政処司法政策室による全国の法院へ申請、受付された親養子入養請求件数と処理現況に関する統計の再引用。以下、件数はこの統計による。月別申請受付件数は三月以降、三月二四件、四月一六九件、五月二二一件、六月一五一件、七月一七件、八月一五件であったという。
- (71) 大韓民国法院 <http://www.scourt.go.kr/portal/main.jsp> に公表されている二〇〇八年の『司法年鑑』統計の中の「가족관계등록사전」「가족관계등록사전 전수표」参照。二〇〇八年の統計については法院行政所が国会の法制司法委員会に所属する議員に提出した資料にも同数値の全体入養件数及び親養子入養件数が記載されているという(뉴스스二〇〇九年一〇月二〇日記事「100명 입양하되 15명만 파악」 <http://news.naver.com/main/read.nhn?mode=LSD&mid=sec&sid1=102&oid=003&aid=0002917320> 参照)(最終閲覧日はすへ二〇一四年一月一九日)。
- (72) 大韓民国法院・前掲注(71)に公表されている二〇〇九年から二〇一二年までの『司法年鑑』(前掲注(71)と同様の箇所)参照。全体入養数は同統計に記載された普通養子・特例法・親養子の数値を合計したものである。なお、ソウル家庭法院の金允貞判事によれば、この表の件数は「入養申告をした件数」であるという。
- (73) 統計はソウル家庭法院の金允貞判事にご教示いただき、論文への引用の許可もいただいた。
- (74) 박복순 〓 현소혜・前掲注(67) 二七二頁。
- (75) 박복순 〓 현소혜・前掲注(67) 二七一頁以下。本報告では、親養子入養申請及び子の姓・本変更請求棄却事件をもとに、様々な視点から詳細に分析している。以下、この分析報告を引用する。
- (76) 박복순 〓 현소혜・前掲注(67) 二八八頁。
- (77) 김재아・前掲注(66) 八六頁。

- (76) 李和淑・前掲注(59) 九〇頁、정현수「양자법의 새로운 전개」法學研究二三卷一號(二〇一二年)一五八頁等。
- (79) 以下、離婚及び再婚に関する統計は、統計庁報道資料「2012년 혼인·이혼 통계」(二〇一二年四月二三日)及び同「우리 나라의 이혼·재혼 현황」지난 30년간 이혼·재혼 자료 분석」(二〇一三年二月一〇日)参照。
한유정제二〇一四年一月二二日記事「정말 따해 첫 만남을 들 산모 나이가 늘어난 이유」(한유정제 <http://www.han-kyung.com/>より。最終閲覧日二〇一四年一月二二日)。
- (81) 김영아・前掲注(66) 八七頁。
- (82) ただし、再婚家庭から除かれ、実子との関係を断絶される実親側の利益等については、韓国でどのように捉えられているか、詳細に検討する必要がある。今後の課題としたい。
- (83) 以上の改正案はすべて大韓民国国会・前掲注(29)で閲覧可能である(最終閲覧日二〇一四年一月二三日)。
- (84) 「第304回国會(臨時會)國會本會議會議錄 第2號」(二〇一一年二月二九日)。
- (85) 二〇一二年改正では婚姻法も改正され、重婚取消請求権者(第八一八条)に直系卑属を含め、夫婦間の契約取消を定めた改正前第八二八条が削除された。
- (86) 대한민국정부「관보 제 17697호」(二〇一二年二月一〇日)三四頁。以下の主要内容については、同官報のほか、윤진수 著「민법 일부개정법률안」(민속원, 二〇一三年)二二八頁以下、二〇一一年一月二九日法制司法委員長提出「민법 일부개정법률안(대안)」参照。
- (87) 尹眞秀「兒童權利協約과 韓國家族法」同『民法論攷』(博英社、二〇〇九年)三三三頁以下、윤진수 著「민법 일부개정법률안」前掲注(86)一九七・一九八頁参照。
- (88) 尹眞秀・前掲注(87)三二七頁の(注61)等でも言及されている。
- (89) 조은희・前掲注(65)三二頁、정현수・前掲注(78)一六〇頁。
- (90) 조정애・前掲注(3)三〇五・三〇六頁。
- (91) 박복순 著「민법 일부개정법률안」前掲注(67)二八八頁。以下、同見解に関する記述も同様である。
- (92) 田中佑季・前掲注(2)三頁。特例法の沿革については同八頁以下参照。
- (93) 二〇一二年の要保護児童数六九二六名中、未婚母の子は一九八九名で最も多かった(保健福祉部 (http://www.mw.go.kr/front_new/index.jsp)「2012년 요보호아동 발생 및 조치 현황」参照(最終閲覧日二〇一四年二月六日))。

- (94) 姜恩和「韓国の養子制度に関する考察——家族規範と子どもの福祉——」社会福祉学四六卷二号 (二〇〇五年) 三七頁。
- (95) 姜恩和・前掲注(94) 三八頁参照。
- (96) 장병주「개정입양제도의 문제점과 개선방향」경북대학교 법학논고 四一集 (二〇一三年) 五二八頁。
- (97) 장병주・前掲注(96) 五二八頁。장병주教授は、民法上の養子を成年養子と未成年養子に区分し、後者はすべて親養子として入養するよう立法化すべきであると指摘する。
- (98) 姜恩和「『養子大綱』韓国で大論争 生みの親、届け出は必要か」朝日新聞二〇一四年二月一五日付[GLOBE] 一〇面参照。

(二〇一四年二月一〇日脱稿)

田中 佑季 (たなか ゆき)

所属・現職

慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
慶應義塾大学大学院法学研究科助教

最終学歴

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
ソウル大学校大学院法学科博士課程単位取得退学

所属学会

日本家族〈社会と法〉学会、法文化学会、アジア法学会
民法 (家族法)

専攻領域

「韓国における同姓同本禁婚制度の廃止と家族法改革」屋敷二郎編『法文化 (歴史・比較・情報) 叢書⑩夫婦』(国際書院、二〇一二年)

「韓国における養子法と家族観——入養特例法を中心に——」『法学政治学論究』第九九号 (二〇一三年)